

令和元年度末における 固定端末系伝送路設備の設置状況について

令 和 2 年 9 月 省 課
総務省
料金サービス課

令和元年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況(概要)

- 現行の第一種指定電気通信設備制度では、各都道府県ごとに、一の電気通信事業者の固定端末系伝送路設備(以下「加入者回線」という。)に占めるシェアが50%を超える場合※に、当該事業者の設置する設備のうち他の電気通信事業者の事業展開上不可欠な設備を第一種指定電気通信設備として指定し、接続約款の作成・公表などの接続関連規制を課すこととしている。(電気通信事業法第33条第1項)
- このため、総務省では、電気通信事業報告規則に基づき、加入者回線を設置する電気通信事業者を対象として、毎年度経過後二ヶ月以内に、年度末の加入者回線の設置状況について総務大臣に提出することを義務付け、データを整理・公表している。(電気通信事業報告規則第3条第1項)

※ 電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。(施行規則第23条の2第3項)

加入者回線全体について

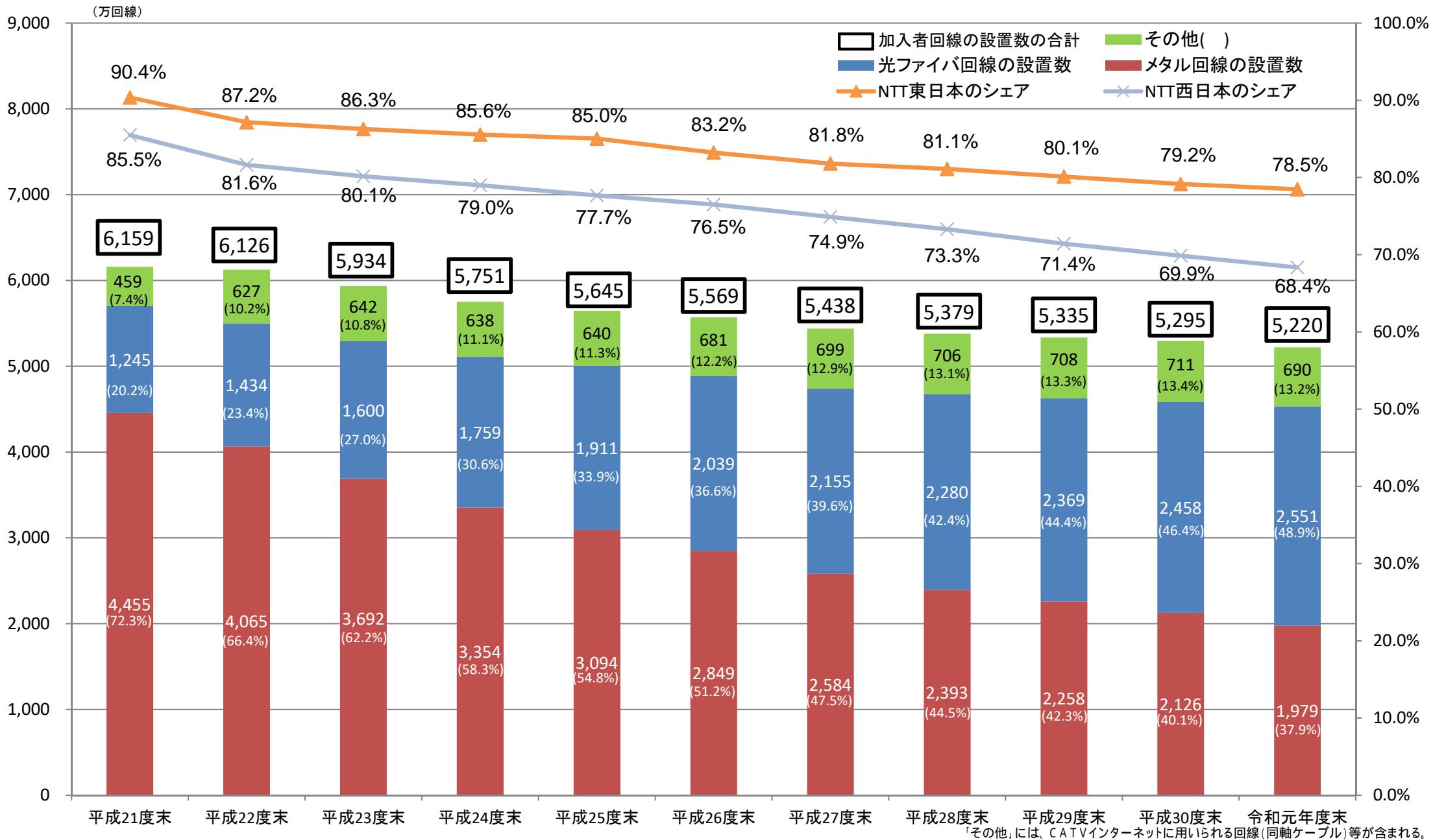
- 令和元年度末において全ての都道府県でNTT東日本・西日本のシェアが50%を上回っている。
- 令和元年度末におけるNTT東日本・西日本のシェア(全国)は、73.4%。前年度末(74.5%)から減少(▲1.1パーセントポイント)。
- 全ての都道府県で前年度末よりもNTT東日本・西日本のシェアは低下。主な理由として、NTT東日本・西日本がほぼ独占(96.8%)しているメタル回線(二線式)の加入者回線全体に占める割合が減少(平成30年度末:40.1%→令和元年度末:37.9%)したことが挙げられる。
- 令和元年度末におけるNTT東日本・西日本のシェアが50%台の都道府県は、兵庫(55.4%)、滋賀(57.0%)、奈良(57.7%)、大阪(59.3%)、三重(59.5%)の1府4県。

(参考)光ファイバ回線について

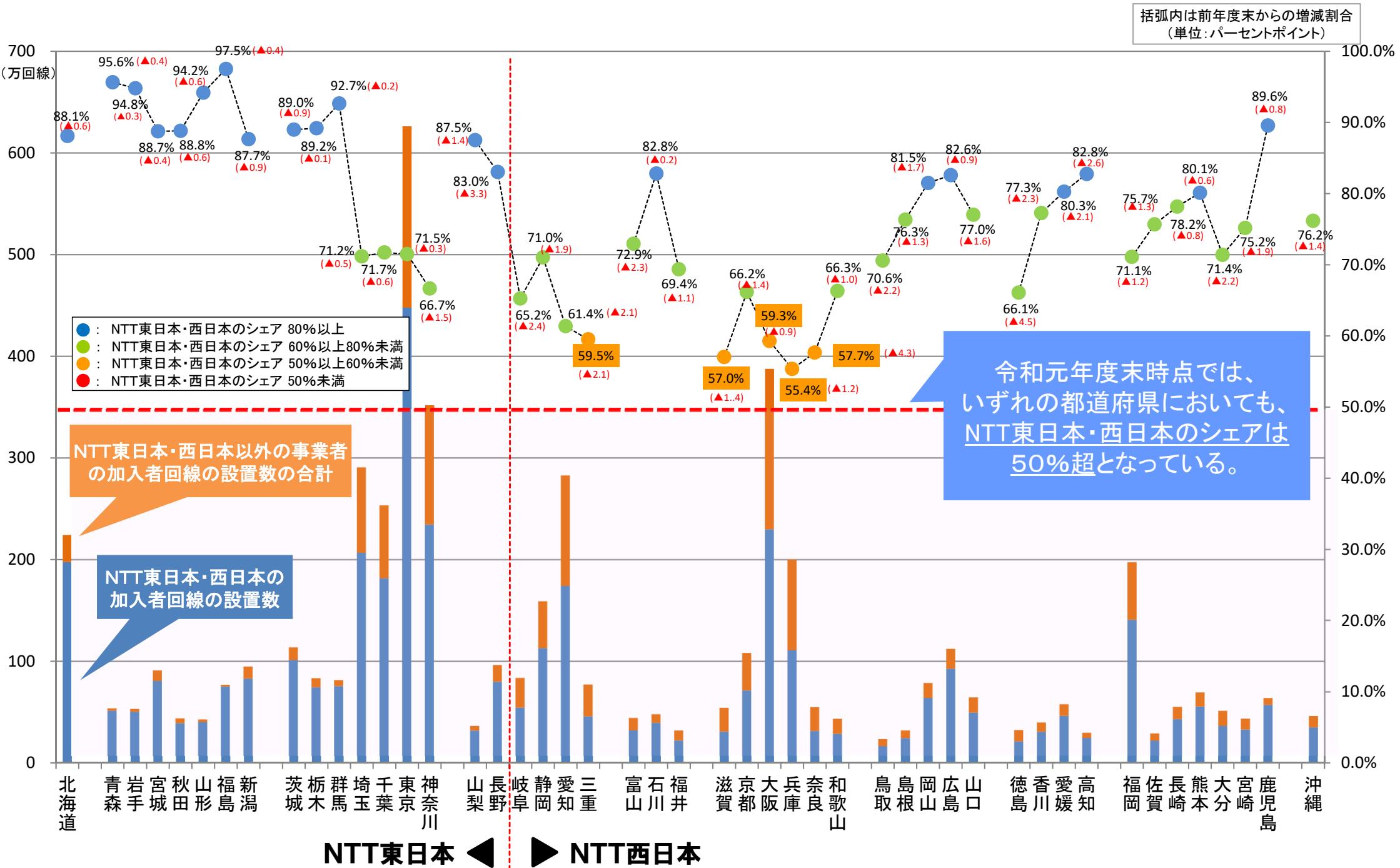
- 令和元年度末におけるメタル・光・その他を合わせた加入者回線の設置数の合計に占める光ファイバ回線の割合は、48.9%に上昇(+2.4パーセントポイント)。
- 光ファイバ回線の設置数に占めるNTT東日本・西日本のシェアは、75.2%。前年度末(76.1%)から減少(▲0.9パーセントポイント)。
- NTT東日本・西日本のシェアは、引き続き概ね「東高西低」(NTT東日本で90.2%、NTT西日本で61.5%)。
- NTT東日本・西日本のシェアが減少した理由として、主に地域系CATV事業者等のシェアの拡大が影響している。
- NTT東日本・西日本のシェアが50%以下の都道府県は、滋賀(41.1%)、奈良(42.6%)、愛知(46.7%)、三重(40.2%)、徳島(45.9%)の5県。

加入者回線の設置数及びNTT東日本・西日本のシェアの推移

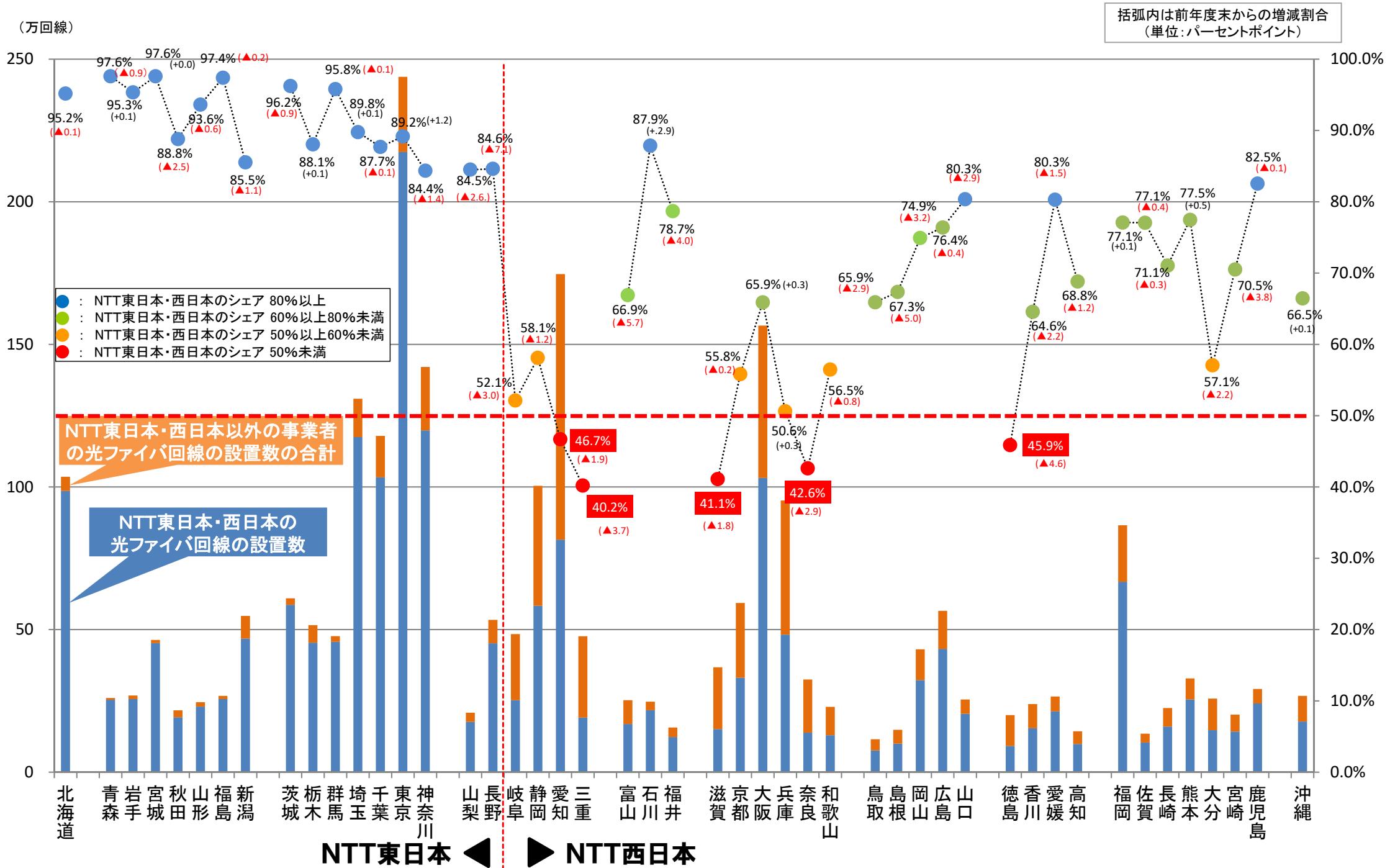
加入者回線の設置数に占めるNTT東日本・西日本のシェアは減少傾向にあるが、依然として50%を超えてい。



加入者回線の設置数に占めるNTT東日本・西日本の各県別シェア(令和元年度末)



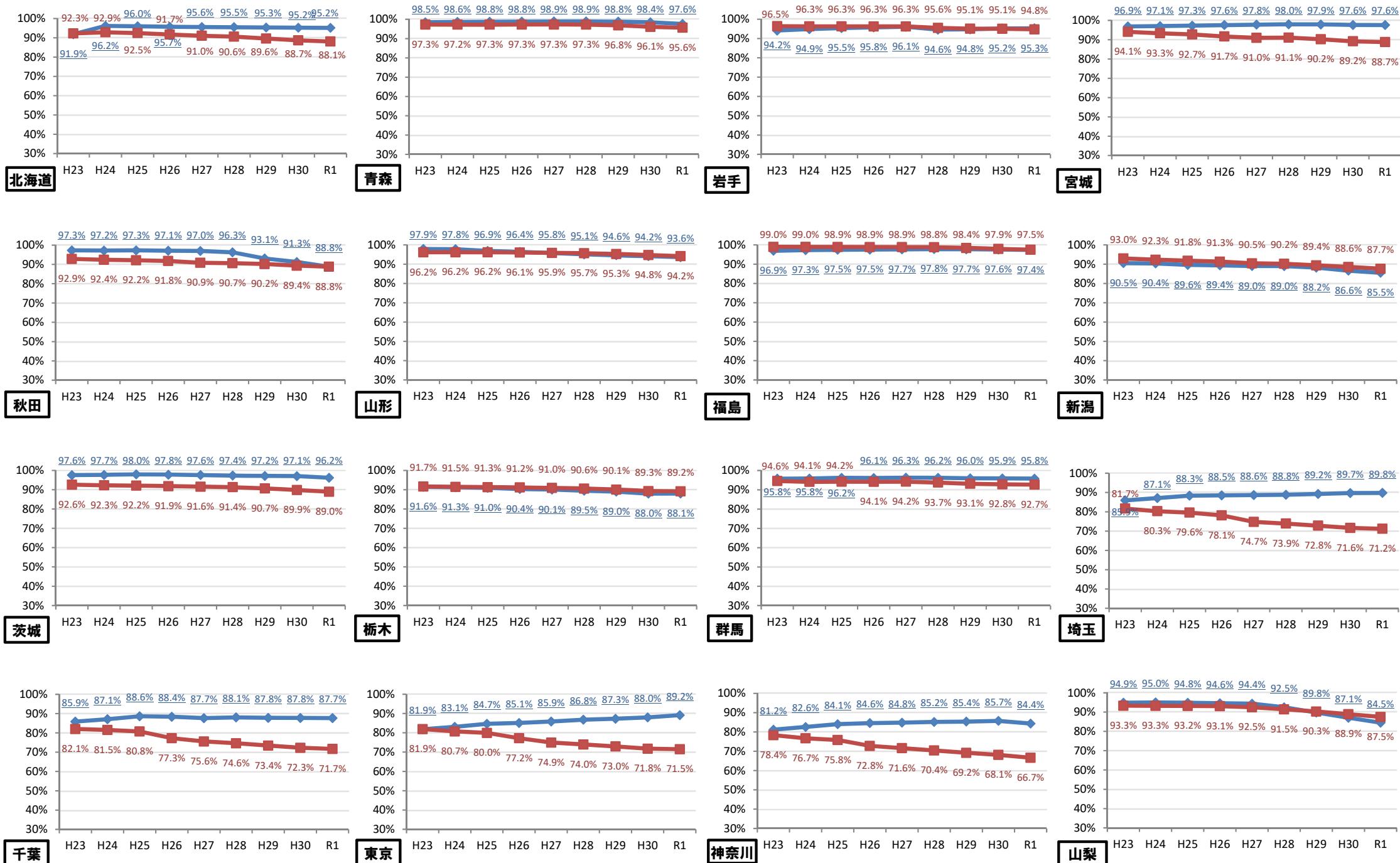
光ファイバ回線の設置数に占めるNTT東日本・西日本の各県別シェア(令和元年度末)



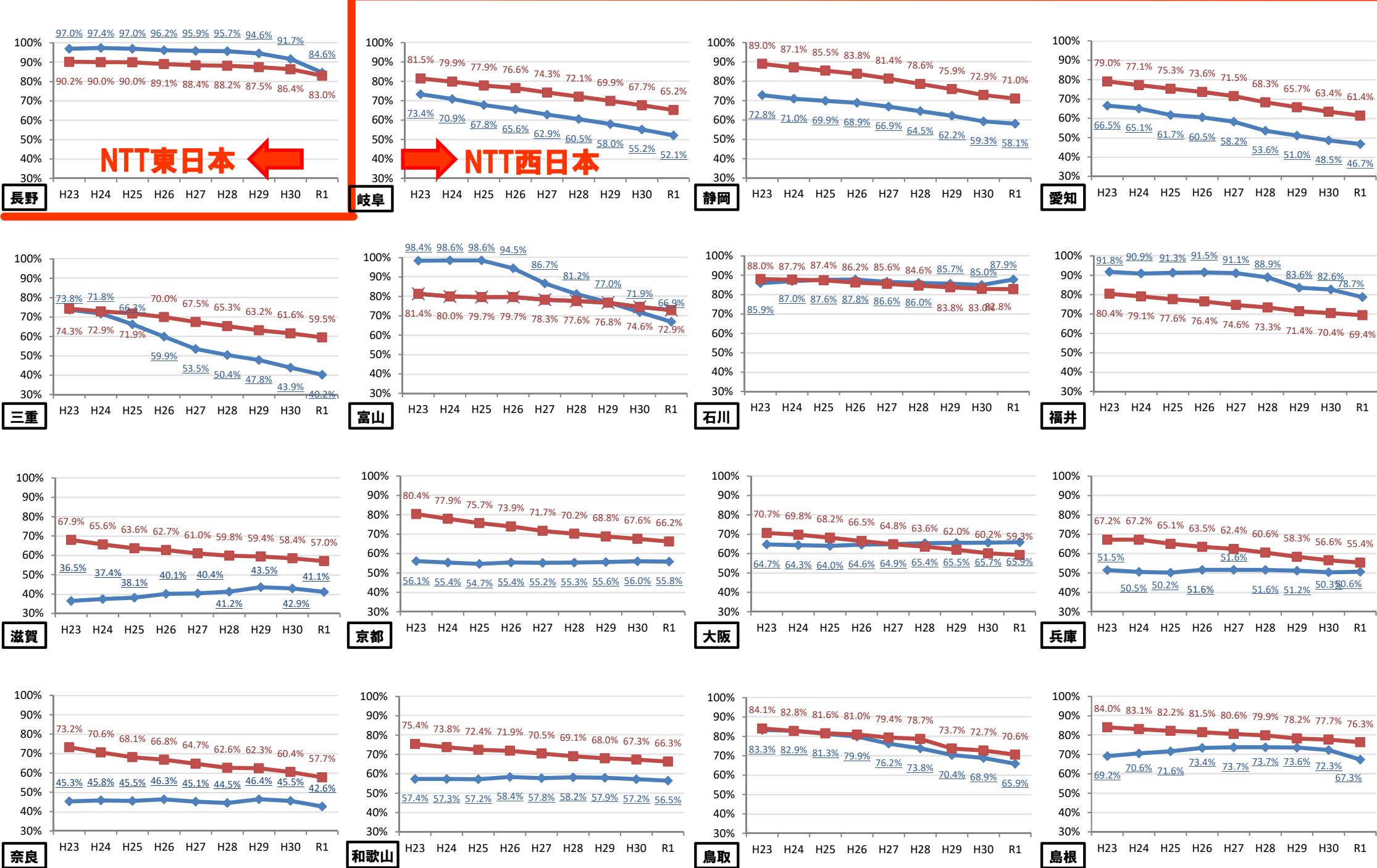
加入者回線全体の設置数に占めるNTT西日本のシェアが50%台の都道府県

構成員限り

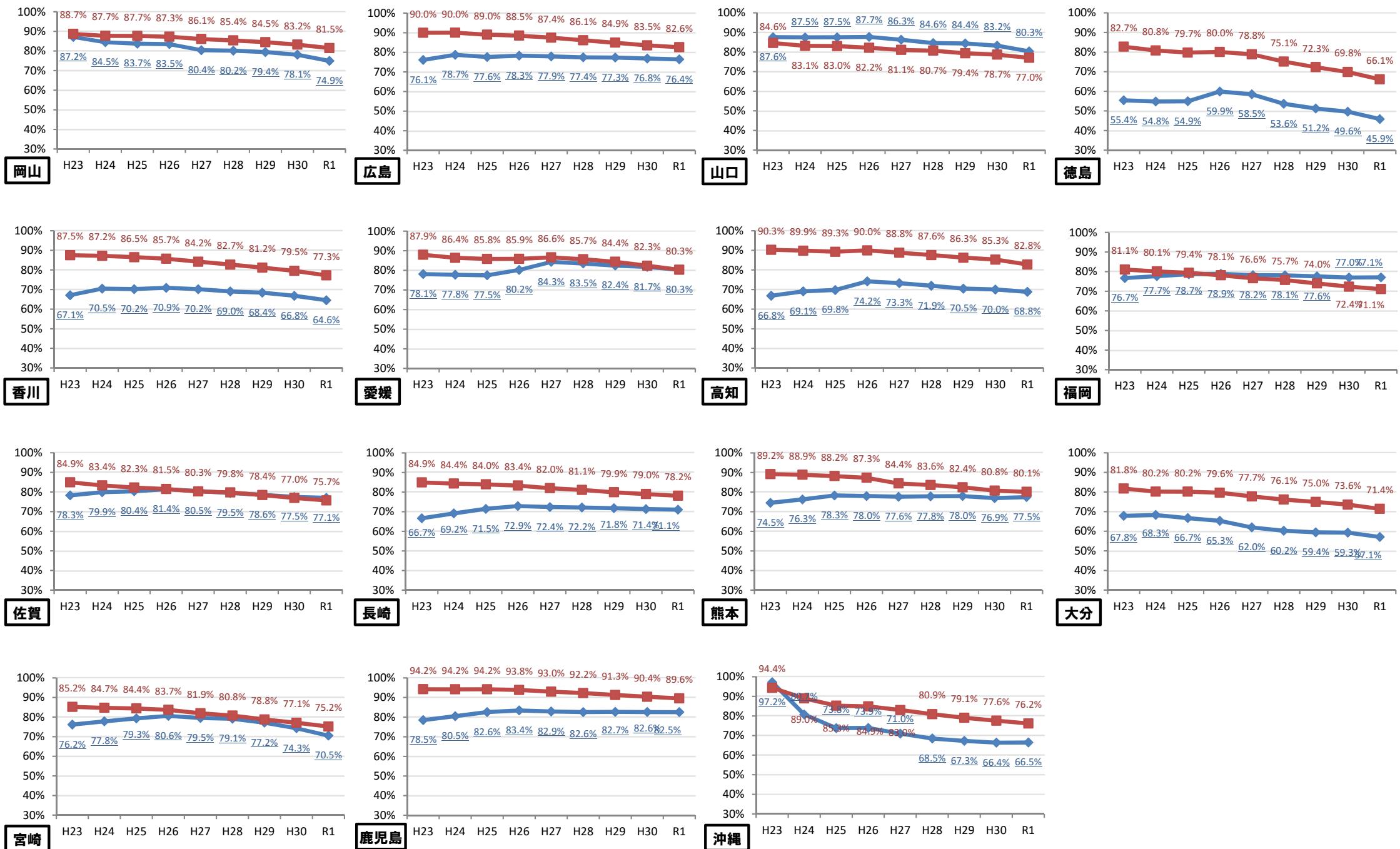
(参考) NTT東日本・西日本のシェアの推移(全都道府県) ①



(参考) NTT東日本・西日本のシェアの推移(全都道府県) ②



(参考) NTT東日本・西日本のシェアの推移(全都道府県)③



参考条文

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

第33条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

2～18 (略)

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

第23条の2 法第33条第1項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第33条第1項の総務省令で定める区域(以下「単位指定区域」という。)は、都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域)とする。

3 法第33条第1項の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について2分の1とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

4 (略)